

東御市と佐久長聖中学・高等学校とのスポーツ振興に関する協定書

この協定の締結を証明するために、本書を2通作成し、甲乙それぞれ代表するものが署名のうえ、各自1通を保管するものとします。

長野県東御市（以下「甲」という。）及び学校法人聖啓学園佐久長聖中学・高等学校（以下「乙」という。）は、スポーツを通じて連携・協力し相互の振興を図るため、次のとおり協定を締結します。

平成 30 年 7 月 25 日

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、スポーツ振興の観点から相互に協力し、相互の発展と人材の育成に寄与することを目的とします。

甲 長野県東御市 281-2

（連携・協力）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携・協力します。

- (1) 甲が推進するスポーツ振興施策
- (2) 甲が推進するスポーツツーリズム推進施策
- (3) 乙が行うスポーツ・教育プログラム
- (4) その他甲と乙が協議して必要と認める事項

東 御 市 長

茨岡 利夫

乙 長野県佐久市岩村田 951

（有効期限）

第3条 この協定の有効期限は、締結の日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲乙いずれからも特段の申出がないときは、この有効期限は更に 1 年延長されるものとし、その後も同様とします。

学校法人聖啓学園

理 事 長

伊卡ワドイル 徳忠

（補則）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとします。

佐久長聖中学・高等学校長

佐藤 康